

10月1日から小児のB型肝炎予防接種(定期)が始まります

問合せ：保健センター ☎ 992-3170・4323

予防接種法令等の改正により、子どものB型肝炎予防接種が定期接種となりました。

■**接種開始日**/平成28年10月1日から

■**対象者**/平成28年4月1日以降に生まれた方で、接種当日に松伏町に住所を有している方

※ただし、母子感染予防として健康保険によりワクチン投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)を一度でも接種したことがある場合は対象外となります。

【平成28年4月・5月・6月・7月生まれの方】……9月中に通知を送付しています。

【平成28年8月生まれ以降の方】 ……………4か月児健康診査やヒブ・小児用肺炎球菌・BCG・四種混合ワクチンの案内とともに送付します。

■**接種期間**/生後2か月から1歳未満(誕生日の前日まで)

■**費用**/無料

■**接種方法**/B型肝炎予防ワクチン0.25mlを皮下注射で3回接種

※今まで自費で1～2回接種している方は、残りの回数分を接種してください。

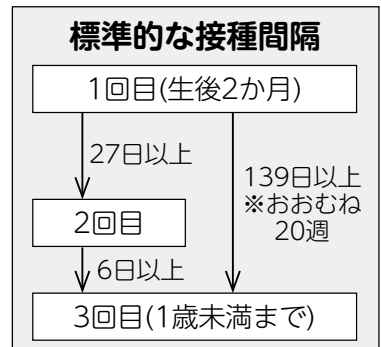
■**接種場所**/①町内医療機関(個別通知をご確認ください)

②埼玉県内の相互乗り入れ接種協力医の医療機関

■**持ち物**/記入した予診票、母子健康手帳、健康保険証など

■**注意事項**

B型肝炎予防接種は、3回接種をすることで十分な免疫がつくと言われてい
ます。1歳までに3回接種が完了するように、スケジュール管理を十分にしてく
ださい。特に、平成28年4月・5月生まれの方は、1回目の接種を10月中に済ませることをお勧めいたします。
その他、送付する説明書をご確認ください。



「臨時福祉給付金」・「年金生活者等支援臨時福祉給付金」について

問合せ：松伏町臨時給付金窓口 ☎ 0120-797626(臨時福祉給付金専用ダイヤル)

平成26年4月に消費税が引き上げられたことに伴い、所得の低い方の負担を減らすため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」の支給を今年度も行ないます。今年度の「臨時福祉給付金」支給対象者のうち、「障害基礎年金又は遺族基礎年金」を受給されている方には、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」をあわせて支給します。

臨時福祉給付金(平成28年度)

支給対象者

平成28年1月1日時点で松伏町に住民登録があり、平成28年度の町民税均等割が課税されていない方
※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は対象外となります。

【注意】町民税・県民税の申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象とならない場合があります。

1人につき3千円を給付

年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者

次の2つの要件を満たす方が対象です。

- ・「臨時福祉給付金(平成28年度)」の支給対象者の方
 - ・平成28年5月分の障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給されている方
- ※高齢者向け給付金を受給された方は対象外となります。

1人につき3万円を給付

給付金の手続・申請方法など

給付対象者となる可能性のある方に対して申請書を送付します(10月上旬発送)。必要事項などを記入し、同封の返信用封筒に入れて送り返してください。町で申請書類を審査した結果、給付対象に該当する場合は、申請書に記載の銀行口座に振込及び通知をします。

※申請書が届いた方でも、所得条件等により給付対象とならない場合があります。

松伏町臨時給付金専用フリーダイヤル(通話料無料)

0120-797626

受付時間 午前9時～午後4時(土・日曜日及び祝・休日を除く)

受付窓口 役場本庁舎1階の環境経済課の隣 相談コーナー

受付時間 午前9時～午後4時(土・日曜日及び祝・休日を除く)

申請期間	平成28年10月4日(火)～12月22日(木)
給付開始時期	平成28年10月下旬以降を予定